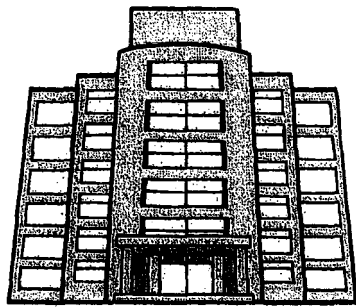


社会保険庁の組織 (平成18年3月末現在)

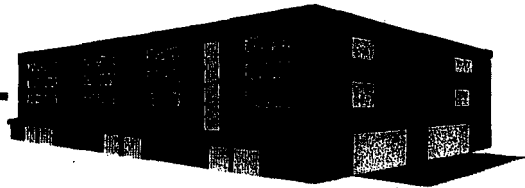
正規職員 17,365人
非常勤職員 11,461人



本庁 (東京・霞ヶ関)

社会保険事業運営に関する企画・立案、地方支分部局が行う業務の指導等

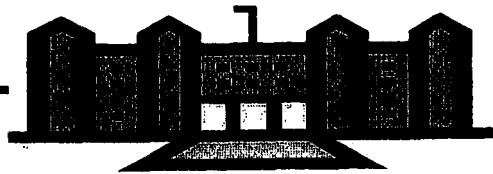
正規職員 277人
非常勤職員 21人



社会保険業務センター (東京・高井戸及び三鷹)

被保険者の記録管理、年金支払業務、システム運用、年金相談

正規職員 573人
非常勤職員 144人



社会保険大学校 (千葉・白井市)

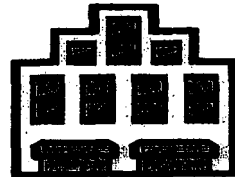
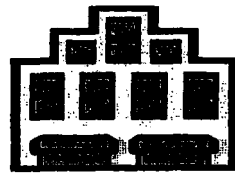
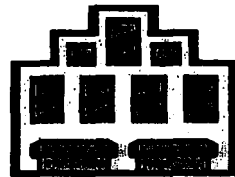
社会保険の事務に従事する者に対する研修

正規職員 20人
非常勤職員 2人

地方社会保険事務局 (47カ所)

管轄区域 (都道府県) 内の事務に関する企画・立案、社会保険事務所の監督等

正規職員 3,662人
非常勤職員 2,650人

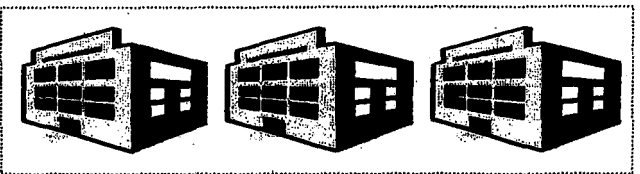
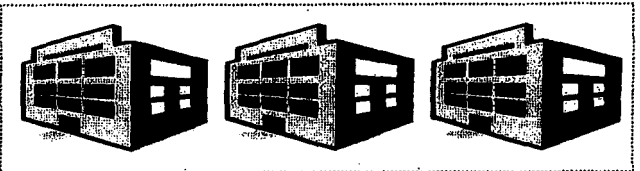
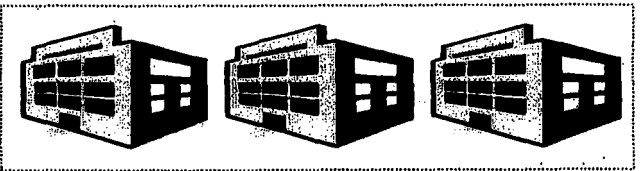


年金電話相談センター (23カ所)

社会保険事務所 (312カ所)

適用・徴収・裁定事務、保険証・年金手帳の作成・交付、年金相談の実施等

正規職員 12,833人
非常勤職員 8,644人

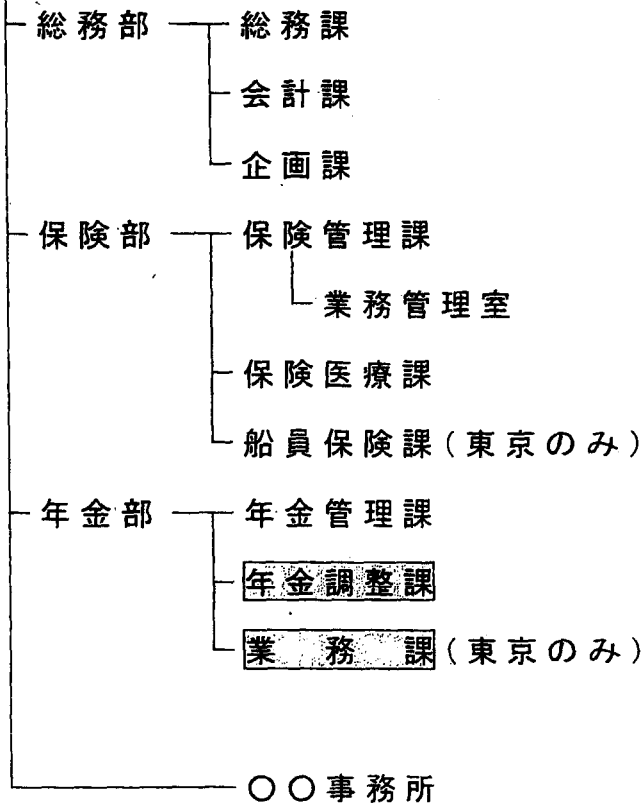


年金相談センター (63カ所)

地方社会保険事務局の典型的な組織形態

部制（東京、大阪） 2 社会保険事務局

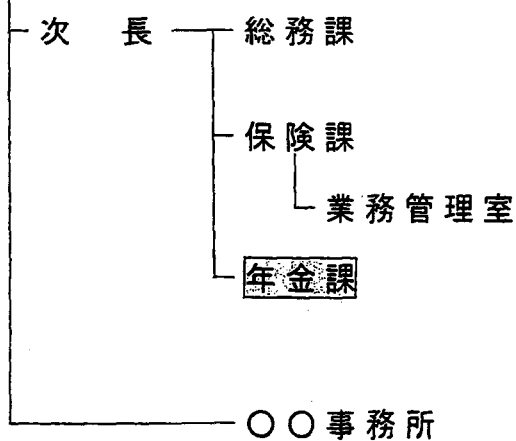
社会保険事務局長



3 課制（東京、大阪以外）

45 社会保険事務局

社会保険事務局長



社会保険事務所の典型的な組織形態

区 分	組 織 形 態 図
<p>大規模 社会保険事務所 (70人程度)</p> <p>定員60人以上 <u>21事務所</u></p>	<pre> graph TD S[所長] --- C[次長] S --- BC[業務次長] C --- SA[庶務課] C --- B1[業務第1課] C --- B2[業務第2課] C --- B3[業務第3課] C --- CH[徴収課] BC --- NP1[国民年金第1課] BC --- NP2[国民年金第2課] S --- SC[総合相談室] SC --- AP[年金給付課] </pre>
<p>中規模 社会保険事務所 (50人程度)</p> <p>定員40人以上 60人未満 <u>148事務所</u></p>	<pre> graph TD S[所長] --- C[次長] S --- BC[業務次長] C --- SA[庶務課] C --- B1[業務第1課] C --- B2[業務第2課] C --- CH[徴収課] BC --- NP1[国民年金第1課] BC --- NP2[国民年金第2課] S --- SC[総合相談室] SC --- AP[年金給付課] </pre>
<p>小規模 社会保険事務所 (30人程度)</p> <p>定員40人未満 <u>143事務所</u></p>	<pre> graph TD S[所長] --- C[次長] S --- BC[業務次長] C --- SA[庶務課] C --- B[業務課] C --- CH[徴収課] BC --- NP[国民年金業務課] S --- SC[総合相談室] SC --- AP[年金給付課] </pre>

※2課制の場合の事務分掌は、業務内容（資格・免除等及び保険料収納等）により分けている事務所が多いが、管轄区域により分けている事務所もある。

(注1) 職員数は、平成17年4月1日現在。

(注2) 典型例を示したものであり、事務所ごとに詳細は異なる。

社会保険庁の体制について (平成17年度末)

事 項	I 種 職 員	II・III種職員等	
職 員 数	31 人	842 人	16,492 人
採 用 区 分	厚 生 労 働 省	本 庁	各 地 方 社 会 保 険 事 務 局 <small>(平成13年度からは7ブロック単位で採用)</small>
試 験 等 条 件	国 家 I 種 試 験 合 格 者	国 家 II・III種 試 験 合 格 者	

注1) 「II・III種職員等」には、選考採用される医療職等の職員が含まれる。

注2) 本庁と社会保険事務局間の人事異動 202名 [本庁→47事務局]、103名 [44事務局→本庁]
(18年4月現在)

注3) 社会保険事務局間の人事異動 159名 (18年4月現在)

社会保険庁をめぐる不祥事案等に関する調査報告書（抜粋）
（平成17年1月14日）

Ⅶ 社会保険庁における不祥事発生の構造的背景について

1 社会保険庁の組織の構造問題

(1) 内部統制（ガバナンス）の不足

社会保険庁の組織の構造的問題として、①本省採用のⅠ種職員（いわゆるキャリア）、②社会保険庁本庁採用のⅡ・Ⅲ種職員、③地方事務官の経緯を有する地方採用職員という、いわゆる三層構造の問題が指摘されている。

長官、次長、部長、課長等として、組織管理を行うべきⅠ種職員は、短い期間で異動してきたため、社会保険庁の実務に精通できず、組織管理を十分に行うことができなかった。

また、旧厚生省では、本省の幹部は、実務マネジメントという社会保険庁の仕事を必ずしも重視せず、社会保険庁に対して、補佐、係長クラスも含めて十分なⅠ種職員の配置をするといった対応を行ってこなかった。

さらに、旧厚生省では、社会保険の地方組織での経験をさせることは国民皆年金制度創成時を除いて行っておらず、社会保険の現場に対する意識が高まらなかった。

このような中で、Ⅰ種職員と、社会保険庁本庁採用のⅡ・Ⅲ種職員との間では、お互いに、予算の執行や調達は、本庁Ⅱ・Ⅲ種職員に任せてⅠ種職員は関与しない、という長年の組織風土が形成された。

一方、本庁Ⅱ・Ⅲ種職員においても、急速に高齢化が進む中で、業務量は質量ともに増大してきたが、専門の職員養成は十分に行われていたとは言えず、拡大するポストの中で機械的に昇進が行われるなど、能力主義に立った人事政策が行われなかった。

こうした状況が相まって、内部統制（ガバナンス）の不足した組織になったと考えられる。

(2) 「内向きで閉鎖的な組織体質」の下で生じた予算執行の甘さ

厚生労働省の本省は、専門分野を持つ複数の人事グループが入り組んで配置され、各局と大臣官房との関係を含め、異なる目による牽制体制がある程度存在している組織構造である。しかしながら、社会保険庁では、単一の人事集団が過度の共同体意識を有する中で、内向きで閉鎖的な組織体質が形成されてきたと考えられる。

一方、社会保険庁は、厚生保険特別会計、国民年金特別会計、船員保険特別会計の3つの特別会計を運営し、その予算規模は約77兆円に達する。そのうち大部分が給付費であるが、急速に高齢化が進む中で、事業運営費も人件費やオンラインシステム経費を含めて、約5千数百億円の規模となっている。

このように、事業規模が大きくなり、扱う金額も大きくなってきたにもかかわらず、内向きで閉鎖的な組織体質であったために、常に国民本位の視点に立って培わなければならないコスト感覚が緩み、予算執行の厳格さへの意識が十分でなく、また、内部牽制体制によるチェックの仕組みも不十分になったと反省される。

組織の構造問題については、これまで述べてきた内部統制（ガバナンス）の不足や「内向きで閉鎖的な組織体質」に加え、以下のような地方事務官制に起因する問題もある。

すなわち、地方庁の職員は、昭和22年の地方自治法制定に際して、当分の間の措置として、国が任命する国家公務員であるが都道府県知事が指揮監督するという地方事務官とされた。

このため、社会保険関係の地方事務官は、都道府県庁の中でも特殊な存在であるとともに、国からも十分な内部統制（ガバナンス）を受けない状況が続き、その廃止が長年議論されてきたものの、平成12年に至るまで解消が遅れた。その結果、

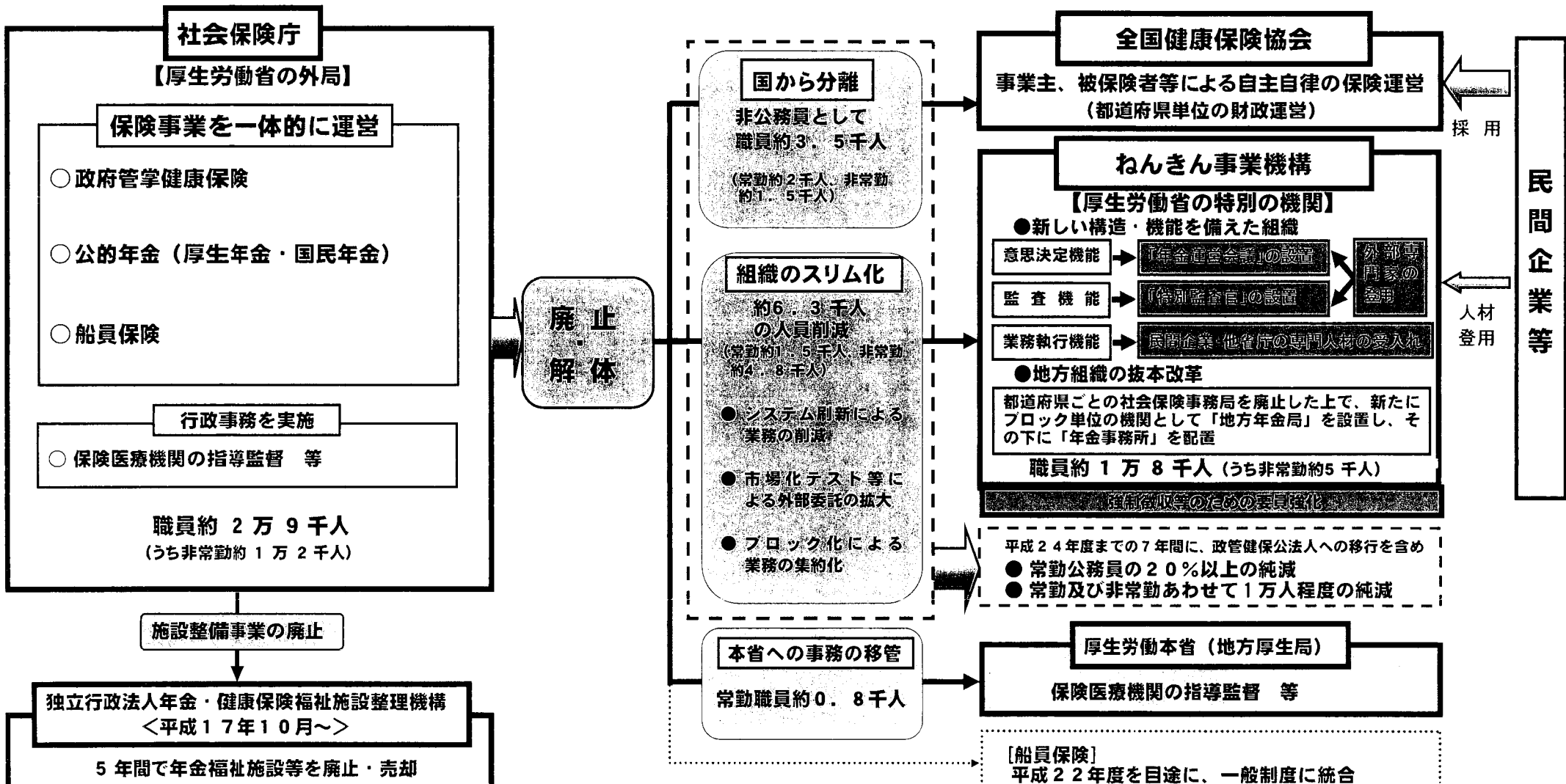
- ① 本庁職員と地方庁職員の一体感が弱く、双方に意識の溝が生じることとなった。
- ② また、地方庁職員は、半ば都道府県の職員という意識があり、都道府県を超えた異動も行われず、ノウハウの交流も十分ではなかった。
- ③ 本庁と地方との人事交流が進まず、本庁職員は現場実務を熟知しにくくなった。
- ④ 本庁職員は地方の幹部にはなるものの、実務は地方庁職員に委ねる傾向が強くなった。
- ⑤ また、このような中で、業務改善、業務の効率化、コスト削減等の取組が行いづらいつら組織体質となった。

今後、いわゆる三層構造の問題にも留意しながら、こうした組織の構造問題を踏まえて、組織改革を進める必要がある。

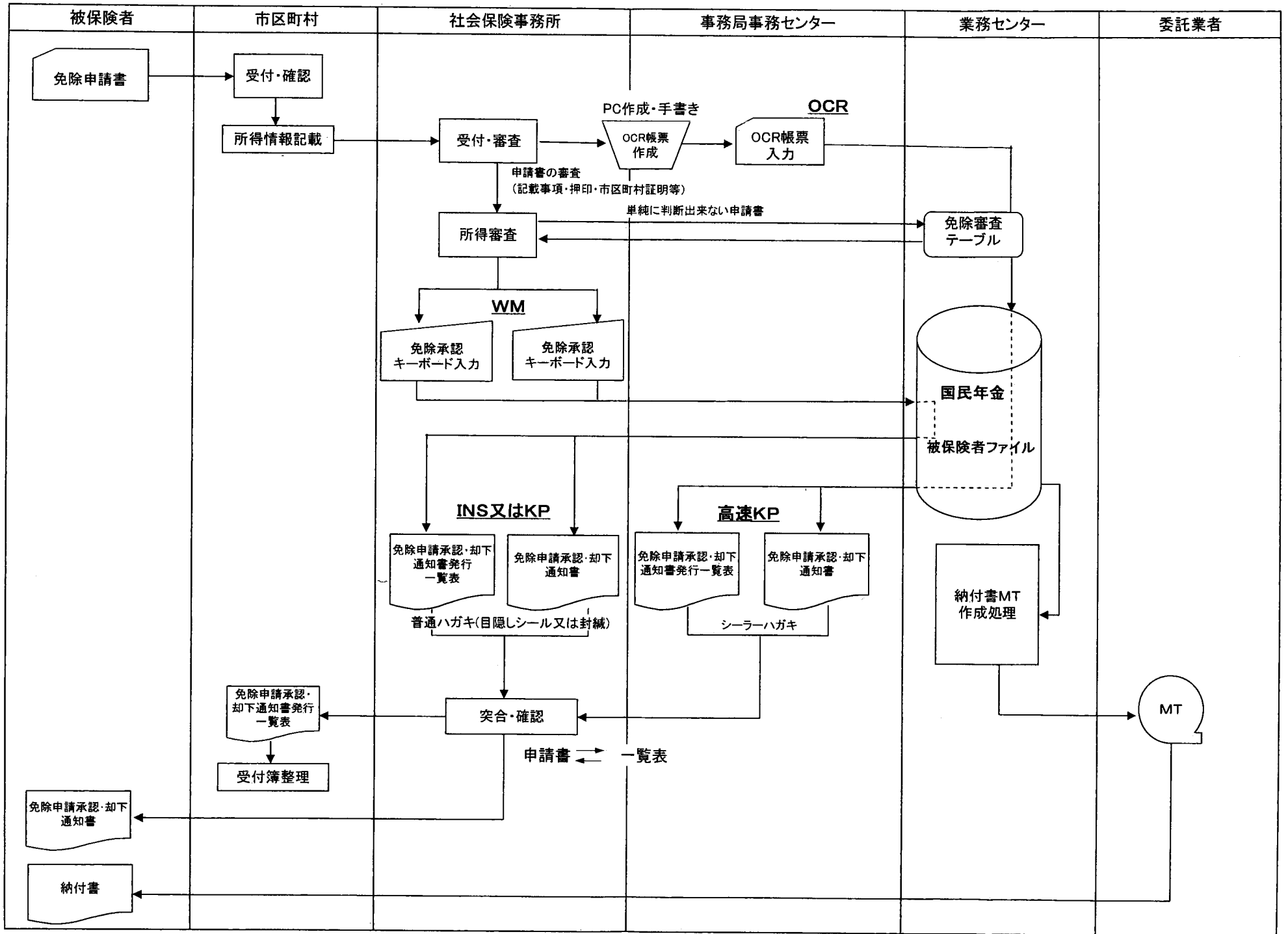
社会保険庁改革の在り方

～社会保険庁を廃止・解体し、国民の信頼を得ることのできる新組織を設立～

- 社会保険庁を廃止・解体し、平成20年10月、公的年金及び政管健保について、それぞれ新たな運営主体を設立。
- 公的年金の運営を担う新組織については、
 - ①名実ともに新たな国家行政組織として再出発する観点から、現在の「外局」ではなく、厚生労働省の「特別の機関」として「ねんきん事業機構」を設立することとし、
 - ②外部人材の登用による「年金運営会議」及び「特別監査官」といった新しい構造・機能を備えるとともに、
 - ③1万人程度(常勤約3,500人、非常勤約6,300人)の人員削減、民間企業的な人事評価制度の導入、地方組織の抜本改革等の構造改革を行うほか、
 - ④年金受給者や年金保険料負担者等の意向を事業運営に反映させるため、「運営評議会」及び「地域運営評議会」を設ける。
- 今国会に「ねんきん事業機構法案」を提出。(国民の信頼に足る新たな組織としての再出発を明らかにするため、厚生労働省設置法の一部改正ではなく、公的年金の事業運営の基本等とともに新組織の設置を定めた新たな単独立法とする。)



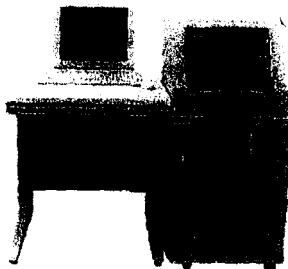
免除申請処理の流れ



入力装置

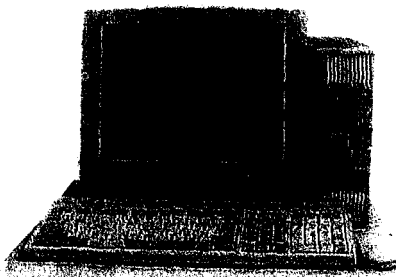
OCR (光学式文字読取装置)

※手書き文字及びOCR用活字を光学的に読み取る装置



WM (窓口装置)

※申請書等入力、被保険者記録等照会装置



出力装置

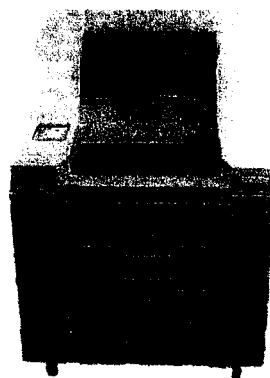
高速KP (高速漢字プリンタ)

※証書・通知を連続帳票で印刷する装置



INS (インサータプリンタ)

※証書・通知を単票で印刷する装置

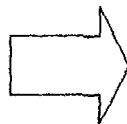
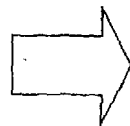


KP (漢字プリンタ)

※証書・通知を連続帳票で印刷する装置

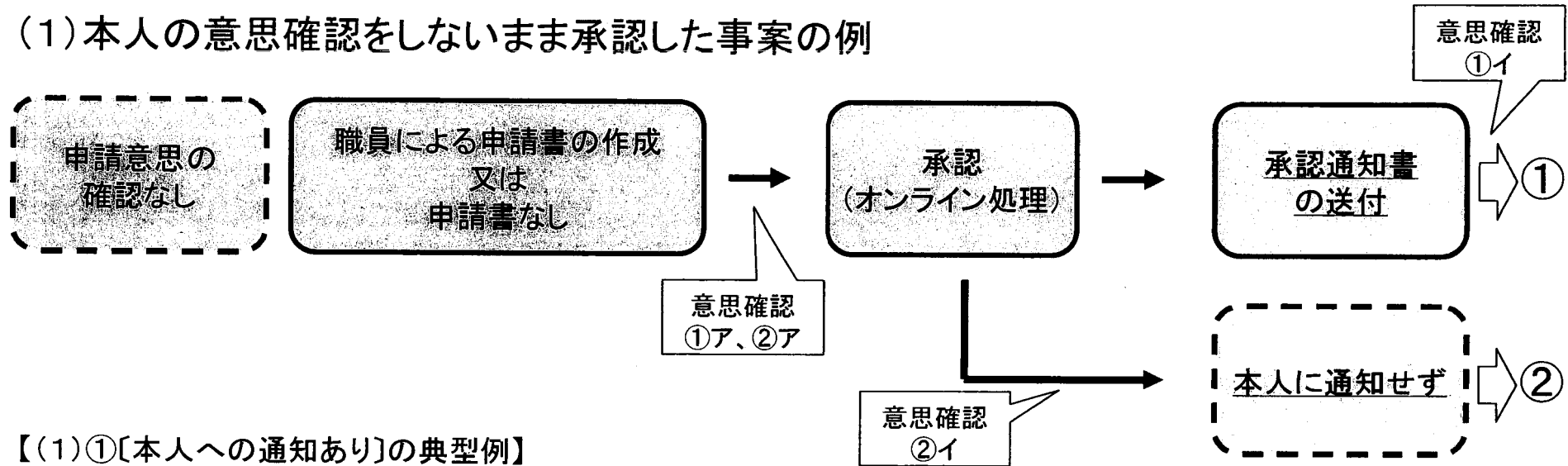


又は



免除等の不適正な事務処理の典型例

(1) 本人の意思確認をしないまま承認した事案の例



【(1)①[本人への通知あり]の典型例】

・ 文書勧奨、電話勧奨、戸別訪問を行っても接触ができなかった者について、本人の意思を確認せずに、申請書を作成することなく、免除等の承認を行い、本人に通知。(京都)

①ア 「納付猶予、免除を希望されない方は〇月〇日までに連絡ください。」「連絡がなかった場合は申請を行うことに同意したものとみなします。」という趣旨の文書を送付し、回答のなかった者に対して、免除等の承認を行い、本人に通知。(東京、静岡、三重、大阪、長崎)

①イ 本人の意思を確認せずに、免除等の承認を行い、承認通知書に、「ご連絡をいただければ承認の取消しを行います。」という趣旨を記載した文書を同封して、本人に送付。(岐阜)

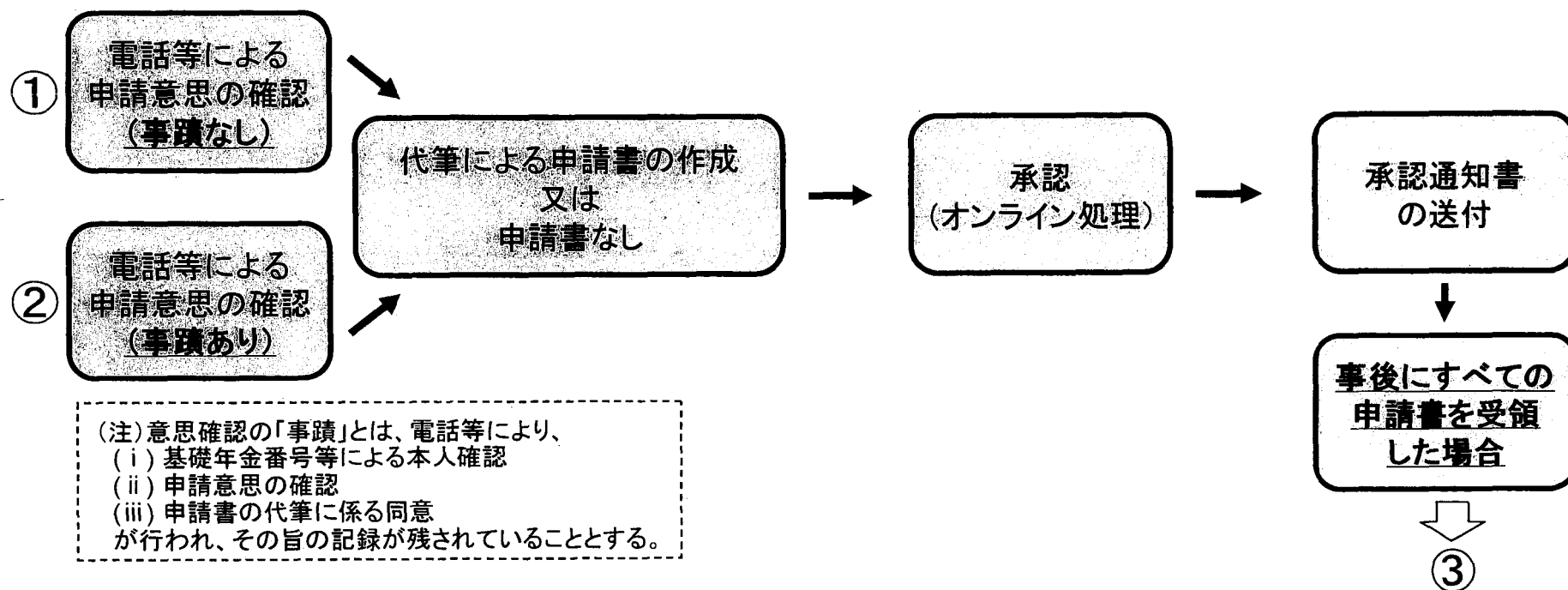
【(1)②[本人への通知なし]の典型例】

・ 申請書の提出勧奨を行うとともに、確実に納付免除に該当する者について、本人の意思確認をせずに、免除等の承認を行った上、本人にも通知しなかった。(埼玉)

②ア 「免除、納付猶予を希望されない方は連絡ください。」という趣旨の文書を送付し、その後申請書が提出されていない者について、本人の意思を確認せずに、免除の承認を行った上、本人にも通知しなかった。(静岡)

②イ 本人の意思を確認せずに、免除等の承認を行い、承認通知書は作成しなかった。その後、申請書の提出を求め、申請書が提出されない方については、免除等記録を取り消した。(秋田)

(2) 電話等により意思確認を行って承認した事案の例



【(2)①[意思確認の事蹟なし]の典型例】

- ・ 電話勧奨により、本人の免除申請意思を確認(ただし、申請確認の事蹟がないか又は不十分)した上で、免除申請書を代行作成し、免除の承認を行い、本人に通知。(愛知等)

【(2)②[意思確認の事蹟あり]の典型例】

- ・ 電話勧奨により、本人の免除申請意思を確認し、その事蹟を残した上で、免除申請書を代行作成し、免除の承認を行い、本人に通知。(茨城等)

【(2)③[申請書をすべて受領]の典型例】

- ・ 電話勧奨により、本人の免除申請意思を確認し、免除申請書を代行作成の上、免除の承認を行い、本人に通知。その後、すべての免除承認者から押印がされた申請書を受領した。(福島)